

面会交流援助の案内

健やかな子どもの成長を願って



平成30年10月改定

子どもにとって、お父さんお母さんとは？

自分を守り、愛してくれる、世界中でたった一人しかいない大切な存在です
勇気と忍耐をもって困難を乗り越えている姿は、子どもの生き方のモデルです
別に暮らしても、親子の絆は子どもの生きる支えと希望となります

面会交流とは？

両親そろった家庭で暮らせなくなった子どもに親の愛を伝える大切な機会です
子どもたちの本音は「お父さんもお母さんも両方好き」ということです
親の都合や感情を優先せず、子どもが安心して離れて暮らす親に会えるよう
子どもの心の健全な成長のために、父母が協力して親の愛を届けましょう

FPICの面会交流援助は

父母が自分たちの力で面会交流を行うのが難しい場合に、
子どもの立場に立って親子の縁をつなぎとめる子ども支援
事業です

父母の希望どおりに援助を行うわけではありません
調停条項等を決める前に父母とは個別に事前面接を行い、
援助ができるかどうか協議させていただきます

「事前面接」

申込み・

問合せ先

受付時間

月曜日～金曜日 AM 10:00～PM 4:00

受付場所

TEL FAX : 092-734-6573

HP : <http://www.fpic.fukuoka.sakura.ne.jp>

〒810-0041 福岡市中央区大名 2-4-38 チサンマンション天神Ⅲ702

公益社団法人家庭問題情報センター(FPIC) 福岡ファミリー相談室

FPICの面会交流援助手続の流れ

福岡ファミリー相談室

(以下「FPIC」と略記する。)

[同居親]

[別居親]

父母間では、自力での面会交流が困難

FPICで事前面接

援助の必須条件

FPICで事前面接

当事者間で合意成立

当事者間の合意書・調停調書・和解調書あるいは、審判書・判決書

子どもとの面接（必要に応じて）
合意文書受領（コピー可）

申込書
提出

FPICで内容の検討
FPICの援助要件の範囲内において援助

申込書
提出

申込受理・援助開始

短期援助（原則付添型）

継続援助

付添い型援助

受渡し型援助

連絡調整型援助

援助の終了又は中止

父母双方による自力での面会交流

1

事前面接 相談料：1人60分 5,000円

父母それぞれ別々の日に当室に来ていただき、事情をお聞きし、FPICの支援方針や利用条件などの説明をいたします。必要な場合には子どもにもお会いします。
代理人の同席は差し支えありません。

2

援助の種類・内容**付添い型****費用**

1ケース 1回 10,000円 ~

子どもの人数により、費用が異なります。

援助担当者の入園・入館料等の実費、外部実施の際のFPICからの交通費は、上記費用に加算します。

援助担当者が付き添い、子どもの情操などに配慮しながら面会交流を行います。面会者は別居親に限ります。父母いずれの自宅も面会場所とはしません。援助は月1回まで、1回の援助は2時間以内。初回はFPIC内で行います。

受渡し型**費用**

1ケース 1回 6,000円, 10,000円

2時間まで6,000円。2時間を超え4時間まで10,000円。

受渡し場所は、FPIC内です。

父母が自分たちだけで子どもの受渡しができない場合、受渡しを援助します。面会交流場面には関与しませんが、日時、場所、面会方法の打合せや調整を行い、面会交流中の緊急連絡に対応します。援助は月1回までです。

連絡調整型**費用**

1ケース 1回 5,000円

父母が連絡を取り合うことが困難な場合、代わって双方に連絡を取り、日時、場所などの調整をします。

短期援助

2回を限度として、付添い型で行います。
費用や援助内容は付添い型と同じです。

例外的な援助です。面会交流の調停等が成立する以前や調停等が成立した後でも、面会交流が円滑に実施できるかどうか見極めたい場合等に利用していただけます。

3

「面会交流」援助の申込み 申込金：1ケース 1年 10,000円 (年3回以上実施ケース)

年間2回以下（短期援助を含む）及び連絡調整のみは半額。返金はいたしません。

4

更新について 更新料：申込金と同じ

援助の期間は1年とします。

父母がともに希望すれば、1年単位での更新ができます。更新は原則1回限りです。更新されない場合は、終了となります。

5

その他

やって来た子どもが面会交流を強く拒否して実施できなかった場合でも、FPICは調整や準備を行っていますから、援助費用が生じます。

F P I Cの面会交流援助を利用したい父母への指針

調停条項を決めるときには、次のことを明文化してください。

1 面会交流の頻度

付添い及び受渡しの援助は、月1回が限度です。付添い型の面会時間は原則2時間とし、受渡し型は最大4時間として、いずれも日中とします。

2 第三者機関の援助及び付添いの有無

第三者機関の名前は、F P I Cと特定せず「面会交流援助団体」としてください。事前面接なしに第三者機関の援助を条項で定めた場合には、援助できるとは限りません。

3 援助担当者の指導、助言の受け入れ意思

父母の意見調整が難しいときには、援助者の判断に従っていただきます。

4 費用負担割合

面会交流は離婚後の父母の協同養育活動ですから、事情が許せば費用も応分に負担し合うのが望ましいと考えています。

面会交流を円滑に実施するためのルール

1 子ども中心の面会日程の調整

子どものスケジュールや健康状態が分かる同居親は、複数の候補日を提示してください。その中から別居親と援助者が調整して実施日を決めます。子ども自身の事情（病気等）によるキャンセルの場合のみ代替日の調整をしますが、月1回の場合は代替できない場合もあります。

2 同席者

面会するのは別居親です。援助者が要請または許可しない限り、同居親は面会交流の場面に同席しません。別居親の待機場所は、援助者の指示に従ってください。

3 プレゼント

誕生日やクリスマスのプレゼントは、援助者を通して事前に相談してください。面会交流は親子で楽しむ時間です。プレゼントはなるべく控えてください。

4 写真撮影等

同居親の同意があり子どもが嫌がらない場合には、差し支えありません。写真等を公表したり、裁判などに利用してはいけません。

5 外部との通信

面会中に携帯電話等で子どもに外部と通信通話させることはできません。

6 援助の中止

次のことが発生した場合には、援助を中止し、以後一切の援助はしません。

- ①人や物に対する暴力・暴言・威圧
- ②連去りまたは連去り企図
- ③子どもの発言を情報源にした行動（同居親の秘匿している自宅や保育園等の近辺に立ち現れること等。子どもは面会の際に自由に振る舞えなくなります）

7 その他

- ① 子どもから相手の情報を聞き出すことや子どもに相手への伝言を依頼することは避けてください。
- ② 急な面会交流日程の設定やF P I Cの援助内容・条件の範囲を超えた援助の要求はお受けできません。

親の紛争の渦中であつた子どもとの面会交流は、初めからうまくいくとは限りません。面会中だけでなく、面会の前、面会後の父母の接し方が先々のよい関係につながります。辛抱強く、続けていきましょう。